

当館の専門調査員募集についてですが、募集期間が再度延長され、2月9日(木)12時(日本時間)までとなっておりますので、ふるってご応募下さい。2月下旬の採用試験で合格された方は4月の赴任前研修を経て、5月下旬頃から当館に赴任して頂くこととなります。詳しくは一般社団法人国際交流サービス協会 HP をご覧下さい。

(国際交流サービス協会 HP の当該ページ)

<http://www.ihcsa.or.jp/zaigaikoukan/zaigaikoukansenchou-01/>

なお、当館専門調査員の体験談を当館 HP の新着情報に掲載していますので、是非ご覧下さい(「新着情報」の2017年1月4日のところをクリックして下さい)。

http://www.uz.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

【ご参考】

外務省在外公館専門調査員とは、労働者派遣法の下で、わが国の在外公館(大使館、総領事館、政府代表部、領事事務所)に2年の任期をもって派遣され、在外公館の一員としてわが国の外交活動に資するため、語学力及び専門性を生かしつつ、在外公館長の指揮監督の下に、派遣国・地域の政治、経済、文化等に関する調査・研究及び館務補助の業務を行なうものです。